

【2024年6月19日発行】

=====  
■ 人事労務マガジン／特集第222号 ■  
=====

-----  
▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△  
-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 広報誌「厚生労働」6月号発売中

特集1:外国人労働者の視点で考える 日本の職場の好きどころ 驚いたところ

特集2:始まる「出産なび」分娩施設の情報提供 Web サイト開設

2. 従業員 51 人以上の企業の人事・労務担当の皆さまへ

社会保険の適用拡大に向けた社内準備や説明に活用できる新コンテンツを公開しました

3. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」の参加者募集中です(参加無料・オンライン開催)

4. 育児・介護休業法等が改正されました 令和7年4月1日から段階的に施行

-----  
【トピック1】広報誌「厚生労働」6月号発売中

特集1:外国人労働者の視点で考える 日本の職場の好きどころ 驚いたところ

特集2:始まる「出産なび」分娩施設の情報提供 Web サイト開設  
-----

【特集1】日本で働く外国人労働者数は 2016 年に 100 万人を超え、さらに昨年には初めて 200 万人を超えました。外国人労働者の方々は、今や日本全国で活躍しています。

6月は「外国人雇用啓発月間」です。今号の特集では日本における外国人労働者の現状にスポットを当て、雇用の狙いや増加に伴う労働環境の変化、支援策などについて、実際に働く外国人や雇用する事業者の声を交えてお伝えします。

【特集2】分娩施設の情報提供 Web サイト「出産なび」を開設しました。

「出産なび」では、妊婦や家族の方が、施設ごとの特色や費用の情報をもとに、ニーズに合った出産施設を検索することができます。全国の施設の無痛分娩や院内助産などのサービスと費用に関する情報が入手できます。

この特集では、新たに始まった「出産なび」の主要ページを紹介します。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2024 年6月号

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou kouhou/kouhou shuppan/magazine/202406.html>

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

---

【トピック2】従業員 51 人以上の企業の人事・労務担当の皆さまへ  
社会保険の適用拡大に向けた社内準備や説明に活用できる新コンテンツを公開しました

---

■ パート・アルバイトの方の社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用範囲が拡大

今年の 10 月から、週の所定労働時間が 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上などの要件を満たす短時間労働者の適用の範囲が、従業員 51 人以上の企業等に拡大します(現在は、101 人以上の企業等が対象)。

■ 「こんなとき どうする?手引き」を公開

人事・労務担当の方が、適用拡大を経営層、現場責任者、従業員の方たちへ説明する場合のポイントや、実際に他の企業が行った好事例などをまとめた手引きを、適用拡大特設サイトで公開しています。

■ 社会保険のメリットの説明動画などを公開

従業員の方が社会保険に加入した場合の、年金・医療のメリットや保険料・給付の額の変化を、1分程度で確認できる動画やチラシも適用拡大特設サイトで公開しています。

適用拡大の社内準備や説明会などで、ご活用ください。

【詳細はこちら】

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

---

【トピック3】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」の参加者募集中です

---

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)では、「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、育児・介護休業法の改正ポイントはもちろん、スムーズな育休取得や職場復帰に向けて活用できるツール、男性育休のよくあるお悩みやその解消に向けた取り組み、介護離職防止の取り組み例など、企業事例を交えてご紹介します。事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【開催日程・申し込み先】

仕事と育児の両立支援セミナー(オンライン開催:Zoom ウェビナー)

※セミナー詳細については、各ページをご確認ください。

6月25日(火)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240625](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240625)

7月12日(金)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240712](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240712)

7月16日(火)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240716](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240716)

7月23日(火)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240723](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240723)

7月25日(木)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240725](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240725)

仕事と介護の両立支援セミナー(オンライン開催:Zoom ウェビナー)

7月18日(木)[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20240718](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240718)

【問い合わせ先】

中小企業等育児・介護休業等推進支援事業

育児・介護支援事務局

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

※この事業は、株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

TEL:03-5542-1740

---

## 【トピック4】育児・介護休業法等が改正されました 令和7年4月1日から段階的に施行

---

今年5月に育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法が改正されました。  
詳細は、追って省令等で定められます。

改正内容は、以下のとおりです。

### 【育児・介護休業法】

- 令和7年4月1日施行(全企業対象)
  - ・ 所定労働時間の制限(残業免除)の対象を小学校就学前の子を養育する労働者に拡大
  - ・ 3歳に満たない子を養育する労働者の育児のためのテレワーク導入を努力義務化
  - ・ 子の看護休暇の見直し
  - ・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置を事業主に義務付け
  
- 公布の日(令和6年5月31日)から1年6月を超えない範囲内の政令で定める日(全企業対象)
  - ・ 柔軟な働き方を実現するための措置等を事業主に義務付け
  - ・ 妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を事業主に義務付け
  
- 令和7年4月1日(従業員300人超企業対象)
  - ・ 育児休業等の取得状況の公表義務を、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡大(現行では1,000人超の事業主が公表義務の対象)

### 【次世代育成支援対策推進法】

- 公布の日(令和6年5月31日)

- ・ 法律の有効期限を令和 17 年 3 月 31 日まで延長
  
- 令和 7 年 4 月 1 日(従業員 100 人超企業対象)
  - ・ 常時雇用する労働者数が 100 人超の事業主に対し、一般事業主行動計画策定時の育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定を義務付け(100 人以下の事業主は努力義務化)
  
- リーフレット「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>
  
- 厚生労働省ウェブサイト
  - ・ 育児・介護休業法について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>
  
- ・ 次世代育成支援対策推進法  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html)